

令和元年 11 月 27 日 衆議院法務委員会議事録

○松島委員長

次に、日吉雄太さん。

○日吉委員

立憲民主・国民・社保・無所属フォーラムの日吉雄太です。質問の機会をいただきまして、ありがとうございます。早速始めさせていただきます。

きょうは、まず、桜を見る会についてお話をお伺いしたいと思います。

最初に、昨日の記者会見で菅官房長官が、桜を見る会に反社勢力が参加していたことを認めました。反社勢力に対しては社会的に厳しい対応がとられている現状があります。芸能界では吉本さんの芸人が闇営業を行っていたということで厳しく非難され社会的な制裁を受けている、こういう状況がございます。なぜ反社勢力に対してこのような厳しい対応をとるのかという状況を踏まえた上で、暴力団対策法の趣旨についてまず教えてください。

○太刀川政府参考人（警察庁長官官房審議官）

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律は、暴力団員の行う暴力的要求行為等について必要な規制を行うなどにより、市民生活の安全と平穏の確保を図り、もって国民の自由と権利を保護することを目的としたものでございます。

○日吉委員

そういった意味で暴力団を社会から締め出す、こういったことが行われているわけですが、そういったことを行う趣旨、具体的にどういった場面で締め出されているのかを含めて教えてください。

○太刀川政府参考人（警察庁長官官房審議官）

暴力団を締め出すというお尋ねでございます。

暴力団排除ということでございますが、これは、直接、暴対法上の規制というのがございませぬけれども、民間企業において暴力団の排除につきましては反社会的勢力との関係遮断に向けた取組がなされているものと承知しておりまして、警察としてもこれらの取組について必要な協力を行っているところでございます。

○日吉委員

社会の中で警察庁としてはどういったところで排除をされているか、具体例、把握しているものを、ありましたら教えてください。

○太刀川政府参考人（警察庁長官官房審議官）

警察としてはということではございませぬけれども、あくまで事業者の取組としてということでございますが、例えば証券業界におきましては証券取引における暴力団排除として取引約款への暴力団排除条項の導入を、それから銀行業界におきましては普通預金等の規定に暴力団排除条項を導入するなどしているものと承知しております。

○日吉委員

今御説明いただいたように、銀行では暴力団が口座を開くにも制限がございます。取引している相手方が反社勢力ということがわかればその契約を解除するというような契約も結

ばれているわけでございます。

そういった中で、今回、政府主催の桜を見る会において、反社勢力がこの会に参加していたという状況がわかったわけでございますけれども、こういった現状につきまして警察庁としてはどのようにこの事実を把握しているのか、教えてください。

○太刀川政府参考人（警察庁長官官房審議官）

警察庁では主催者の方から名簿などは受け取っておらず、出席者の詳細については把握してございません。

○日吉委員

名簿を受け取っていない、出席者の詳細を把握していないということではございますけれども、桜を見る会にはいろいろな方が出席されていて、警察としても警護等をされていたのではないかな、警備等をされていたのではないかなというふうに思っております。そんな中で反社勢力が参加していたということがわかったわけですので、その状況、どうして参加するに至ったのかといったことを調査していくことが必要だと思うんですけれども、今後の方針について教えてください。

○太刀川政府参考人（警察庁長官官房審議官）

この桜を見る会につきまして出席者について把握していないというのは、先ほど申し上げたとおりでございます。

ただ、この桜を見る会ということから離れて一般的に申し上げますと、行事の開催に際しまして、暴力団排除等の観点からいかなる措置を講じるかというのは、行事の性格、規模等に応じ主催者において判断されるものというふうに認識をしております。

桜を見る会に関しましては、今後、一定の見直しを行うというふうにされているものと承知しておりまして、警察としても必要に応じて連携を図ってまいりたいと存じます。

○日吉委員

今後連携を図っていくというお話がございましたけれども、連携を図るにおいても、現状、今回どうだったかということがわからなければ今後見直しをしていく方向性もわからないわけですので、今回、反社勢力が参加するに至ったということを、その状況を把握していかなければなりません。

そういう上で、今回、反社勢力がなぜ参加するに至ったのか、これについて警察としては何らかの調査をしていかなければいけないのかなというふうに考えています。

その中で、一般論でいいんですけれども、反社勢力が何か行動なり動きがあったときに、警察庁としてはどのような対応をされるんですか。

○太刀川政府参考人（警察庁長官官房審議官）

反社勢力が行動を起こしたというふうにお尋ねいただきましたけれども、合法、違法、さまざまな行為があろうかと思いますが、警察ともし対処すべきことがございましたら、その具体的事実関係に即して、法と証拠に基づき対処していくということでございます。

○日吉委員

その対処すべきかどうかということを見きわめるためには、どのような対応をされるのでしょうか。

○太刀川政府参考人（警察庁長官官房審議官）

お尋ねが、ある行事に関連してということでございましたら、先ほど申し上げましたとおり、その行事の主催者において一定の判断がなされるだろうというふうに考えております。ただ、それとは別に、一般的に、反社会的勢力とされる人の行動に対してどう対応するのかということでございましたら、その所管の部局等においてさまざまな情報の収集等を行っているところでございます。

○日吉委員

今おっしゃられたように、さまざまな情報の収集を行っているところでございますということでございますので、今回、反社勢力がこの桜を見る会に出席していたということがわかったわけですので、それについての情報の収集等を行っているのであろうと推測をいたします。

その中で今後対応をとっていくということだと思っておりますけれども、現状の状況がどうであったのかというのは詳しく調査をしていかなければならないはずです。

そんな中で、これも一般論で構わないんですけれども、こういった会にあってどういった人が出席していたのかということ把握しなければいけないと思っておりますけれども、そういった場合に、この名簿の提出を主催者側に求めるということはあるのでしょうか。

○太刀川政府参考人（警察庁長官官房審議官）

これは、具体的なそれぞれの行事等に応じて判断されることであろうかと存じます。先ほど申し上げましたとおり、この桜を見る会につきましては一定の見直しがあるというふうにされておりますので、主催者の方から要望等がございましたら、適切に対応してまいりたいと考えております。

○日吉委員

ありがとうございます。

では、次に、内閣府さんの方にお伺いいたしますけれども、今回、菅官房長官の記者会見で、反社勢力が参加していたと認められました。それを受けて、内閣府としては、この現状、どういう状況であったのか、どのように今現在把握していますか。教えてください。

○大塚政府参考人（内閣府大臣官房長）

お答えをいたします。

まず、この桜を見る会の招待者でございますが、これはそもそも、各省庁等から提出された推薦をもとに内閣官房、内閣府において取りまとめを行ったものでございまして、取りまとめの詳細につきましてはお答えを差し控えますが、その招待者の推薦に当たっては、氏名あるいは役職等の情報をいただいておりますので、こうした情報をもとに取りまとめを行っているところでございます。

それからまた、この参加者に対しましては、会の当日、例えば入場時の招待状等の確認ですとか手荷物検査、金属探知機によるチェックなどの対応を行っているところでございます。その上で、個々の招待者につきましては、招待されたかどうかということも含めまして、これは個人に関する情報でございますので、従来からお答えを差し控えさせていただいておりますので、いずれにいたしましても、さまざまな御指摘をいただい

るところでございます。

今後、その招待基準の明確化、あるいはプロセスの透明化等を検討いたしまして、予算、招待人数、あるいは本人確認の方法、セキュリティーの刷新、向上策等も含めまして全般的な見直しを、幅広く御意見を聞きながら行ってまいりたいと考えております。

○日吉委員

今後見直しをしていくというのはわかったんですけども、今回どこに問題があって反社勢力が参加するに至ったのか、この原因究明はできているのでしょうか。

○大塚政府参考人（内閣府大臣官房長）

いろいろな御指摘をいただいているところでございます。今後、そうしたことも含めて、全体の検討の中で、幅広く御意見をいただきながら検討を行ってまいりたいと考えております。

○日吉委員

検討を行ってまいりたいということは、原因究明をするかどうか現在まだわかりませんということなのか、原因究明は当然しますということなのか、明確にお答えください。

○大塚政府参考人（内閣府大臣官房長）

そういったことも含めまして、これからどうやって検討していくのか、それぞれ項目によっても検討の仕方も異なってくると思います。いずれにいたしましても、幅広く御意見をお聞きしながら検討を行ってまいりたいということでございます。

○日吉委員

余り明確に御答弁いただけなかったように認識しております。

もう一度だけ伺います。原因究明するのでしょうか。

○大塚政府参考人（内閣府大臣官房長）

全体的な見直しの中で、一つ一つ、どういう形での検討を行っていくのか、それも含めて、これから幅広く御意見をお聞きしながら検討を行ってまいりたいと考えております。

○日吉委員

ちょっと明確にならなかったと思います。ちょっと聞き方を変えさせていただきます。今回の招待状をお送りされておりますが、それは反社勢力だとは知らないで送っているわけですよね。それでよろしいでしょうか。

○大塚政府参考人（内閣府大臣官房長）

先ほども申し上げました、個々の招待者にかかわるお話につきましては、これはそもそも招待されたかどうかも含めまして、個人に関する情報でございますので、従来からお答えを差し控えさせていただいているところでございます。

○日吉委員

個人についてといたしましても、そもそも、その招待状が反社勢力だとわかって送っていたのか、わからずに送っていたのか、それとも招待状がどこか流出なりされたのか、それとも勝手に入ってきてしまったのか、こういったことについては現状どのように把握されていきますか。

○大塚政府参考人（内閣府大臣官房長）

私どもの推薦ないし取りまとめのプロセスでございますが、こちらにつきましても詳細は差し控えさせていただきたいと思いますが、いずれにいたしましても、提出された推薦等をもとにいたしまして、内閣官房、内閣府での取りまとめになるということでございます。

○日吉委員

もう一度確認します。

今後見直しはする、これは断言できるということによろしいですか。

○大塚政府参考人（内閣府大臣官房長）

ただいまの先生の御指摘に限らず、さまざまな御指摘をいただいているところというふうに認識をしております。先ほど申しました、例えば招待基準の明確化、プロセスの透明化を検討いたしまして、予算や招待人数、それから本人確認、セキュリティーの向上策等々も含めまして全般的に見直しを、幅広く御意見を聞きながら行ってまいりたいということでございます。

○日吉委員

幅広く検討をして見直しをしていくというふうに理解しました。

その中で、見直しをしていくのに当たっては、現状がどうだったかということ进行分析しなければなりません。現状分析をしないで、今回何が問題だったのか、そういう理由を明確にしないで見直しをすることはできないと思っています。

だから、もう一度聞きます。今回の原因を究明するということがよろしいですか。

○大塚政府参考人（内閣府大臣官房長）

具体的な、どうやった形で検討を行っていくかということも含めまして、まさしくこれからの検討だと思っております。とにかく、検討をしっかりと行ってまいりたいと考えております。

○日吉委員

検討を行うまでもなく、原因究明はまず真っ先に行わなければいけないことだと思います。その中で、もう一つ、警察庁の方から、主催者側から要請があれば協力をするというお話がございました。警察庁の方に名簿を提出して協力を仰ぐ、こういうことは考えていらっしゃいますでしょうか。

○大塚政府参考人（内閣府大臣官房長）

御指摘等から今いろいろ浮かんでおりますいろいろな問題点、それにつきまして個別具体的にどういうふうに考えていくのかという具体的なイメージを現時点で申し上げる段階にはございません。また、いずれにいたしましても、先ほど申し上げました招待基準の明確化等々、それからセキュリティー対策も含めて、幅広く御意見をお聞きしながら行っていくことにしたいということでございます。

○日吉委員

そうやって見直しをしていくに当たっては、現状の原因をしっかりと把握する、これを真っ先にやっていただきたいと思います。そうしないと、やはり国民の皆様の御理解というのは得られないと思います。

社会において、反社勢力に対する厳しい取扱い、対応が行われております。そんな中で、芸

能人はすごい社会的制裁を受けているのに政治家はのりくらり逃げている、こういった批判も聞こえてきております。それでは非常に政治に対する不信というのは大きくなりますので、断固たる対応をしていただきたいというふうに思います。

それと、もう一つ質問をさせていただきます。この招待状には番号が振られておりました。通し番号、連番になっています。その中で、区分番号というのが頭について、六十番から六十三番は総理、長官等の推薦者というようなことが仕様書に書かれているようなんですけれども、六十番台は、これは総理が推薦した人たちに招待状が送られた、こういうことでよろしいですか。

○大塚政府参考人（内閣府大臣官房長）

御指摘の受付票に付された番号でございますが、これはそもそもなぜこの番号が振られているかということになるわけですが、これは実際、招待状等を発送するに当たりまして、できるだけ効率的に行いたいということで、便宜的にこの番号を付与しているものでございます。

したがいまして、会の終了をもってこの使用目的を終えるということもございまして、現時点でこれらの情報を私どもとして保有しておらないという状況でございます。したがいまして、今のお尋ねに対しましても、お答えすることはできないということでございます。

〔委員長退席、伊藤（忠）委員長代理着席〕

○日吉委員

その資料はないのかもしれないですけども、記憶として、六十番台は総理の推薦者に対して発送したんだ、こういう記憶を持っている方はいらっしゃるんですか。

○大塚政府参考人（内閣府大臣官房長）

あくまでも、こういう場でのお尋ねでございますので、きちんとして、組織としてお答えすべきだとも思っておりますし、先ほどの番号の性格、あくまでも発送を効率的に行うための便宜的な付与ということでございまして、会の終了をもって使用目的を終えることから、現時点ではこの情報は保有しておらず、お答えすることはできないということでございます。繰り返して恐縮でございます。

○日吉委員

もう一つお尋ねします。

六十番、六十一番、この六十番は一つの属性の方に対する発送先ということで、それが混在していることはない、こういう理解でよろしいですか。

○大塚政府参考人（内閣府大臣官房長）

この招待状の分類番号自体が先ほどのような性格を持つものでございますので、全て今では使用目的を終え、保有してございませんので、今のお尋ねにつきましても、お答えできるだけの材料を持ち合わせていないということでございます。お答えができないということでございます。

○日吉委員

今後の見直しの中で、今回の原因究明をいろいろ行っていくと思います。その中で、やはり、究明に当たっては、誰が招待されていたのかというその名簿、これは必ず必要になって

きます。だからこそ、データ上残っているのかどうか明確にわかりませんが、ないのであれば、そのデータの復旧も含めて、警察庁の方々と協力の上で対応をしていただきたい、このことを申し上げさせていただきます。

大臣にお伺いいたします。このように、今回、反社勢力が桜を見る会に参加していたということなんですけれども、本来、功績があった、功労のあった方々を招待するという、こういう桜を見る会の趣旨からいたしまして、こういった現状について、会のあり方、これについて法務大臣としてどのようにお考えになっているのか、御答弁をお願いします。

○森国務大臣

桜を見る会の招待者については、内閣官房及び内閣府において最終的に取りまとめているものでございまして、法務大臣としてはコメントする立場にございません。

○日吉委員

法務大臣としてコメントする立場にあると思います。所管は違うのかもしれないんですけれども、法務大臣としては、やはり、法の正義、こういったものを守っていく先頭に立っていかなければならないと思います。その中で、不法行為を働いているという反社勢力が政府の主催する公的な会に参加している、こういった中で、大臣がそれについてコメントをしないというのは国民の理解が得られないと思いますので、大臣のお考え、お気持ちを明確に御答弁をお願いします。

○森国務大臣

お尋ねの桜を見る会については、その招待者については、内閣官房及び内閣府において最終的に取りまとめておりますので、法務大臣としてコメントする立場にはございません。ただ、一般論として申し上げますと、法務省が法に基づいて、正義を実現するためにその適用をしていくということはまず委員のおっしゃるとおりでございますが、桜を見る会の招待者については、内閣官房及び内閣府において最終的に取りまとめておりますので、法務大臣として、立場上、コメントする立場にございませんことを繰り返させていただきます。

○日吉委員

法務大臣として、警察庁につきましても所管されているわけでございますから、今回の反社勢力に対する対応につきましても、内閣府、そして警察庁と協力しながら原因究明をしていただくよう、法務大臣からもお願いをしていただきたいということを申し添えさせていただきます。

大分時間がなくなってきてしまいまして、いろいろ予定していた質問ができなくなってまいりました。金融庁の方にもきょうはちょっとお越しいただいているんですけれども、一問だけお伺いをさせていただきます。

有価証券報告書と計算書類、これが書類の内容がかなり重複しているという現状があります。上場企業においては、決算短信の作成、株主招集通知につける計算書類の作成、そして金商法に基づく有価証券報告書の提出という、かなり負担感が多いという中で、これらの計算書類と有価証券の財務諸表、これを一元化して開示していくということが進められているところです。

そんな中で、監査も、金融商品取引法に基づく監査と会社法に基づく監査、これが二つ今行

われている現状があります。これについて、将来的にこれを一元化していくことが効率性という意味でも非常に重要になってくるのかなと思っております。

この点につきまして、金融庁にお尋ねいたします。今後の方向性について教えてください。

〔伊藤（忠）委員長代理退席、委員長着席〕

○油布政府参考人（金融庁総合政策局審議官）

金融庁からお答えいたします。

企業の開示につきましては、制度上は、金融商品取引法と会社法の双方の要請を満たす一つの書類を作成して開示するということが可能になってございます。その一つの書類で開示されるということであれば、その監査報告書を一体的に作成するという点についても検討が必要になるわけで

ございます。この点、日本公認会計士協会におきまして、現在、金商法と会社法に基づく両方の監査に係る一体的な監査報告書のひな形の検討を行っているというふうに認識しております。

今後、一体的開示を行おうとする企業の取組、連携などにつきましては、関係省庁として支援していくということが定められております。その中で、この監査報告書につきましても適切なサポートを行ってまいりたいと思っております。

○日吉委員

ありがとうございました。

もう一つ、先日、会社法の改正案におきましては社外取締役が議論になりましたけれども、現在、監査役については、社外監査役、これが導入されております。そんな中で、社外監査役が導入されているんですけども、なかなか、企業の粉飾決算、こういったことを未然に防止できていないという現状もございます。

会社内部におきまして監査役に会計的知見のある者がつくことによって、会社内で粉飾決算を防止する機能を強化していくべきではないか、こういうふうにも考えますけれども、今後、監査役の資格として、社外監査役に会計の知見を持った方を必須で置くというような方向性、こういったものは考えられているのかどうか、教えてください。

○小出政府参考人（法務省民事局長）

お答えいたします。

社外監査役制度の趣旨は、客観的、第三者的立場から監査を行うことができる者を監査役にすることによって、監査役の取締役会からの独立性を高め、取締役の職務執行に対する監査機能を高めることにございます。

コーポレートガバナンスの向上のためには、監査役会が取締役の職務執行に対する監査を適正に行うことができるよう、その構成員には相応の知識、経験、能力がバランスよく備わっていることが重要でございますが、実際に誰を社外監査役に選任するかにつきましては、基本的に、各会社において、その経営課題等を踏まえ検討されるべき事項であると考えられます。

したがって、会社法において、社外監査役のうち一人以上については例えば会計の専門家等一定の資格を有する者の選任等を義務づけるということにつきましては、現時点では

特に検討しておりませんが、一般論として申し上げれば、委員御指摘の公認会計士は、会計、会計監査、税務等の専門家でございます。その専門的な知見に基づいて、他の監査役とは異なる視点で意見を述べ、監査を行うことが可能でございます。社外監査役の有力な候補であると考えております。

○日吉委員

時間が参りましたので、終わります。どうもありがとうございました。